

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 10 月 12 日

申請者	フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャニシジマコウギョウショ 株式会社ニシジマ工業所
住所		京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2
代表者氏名		ダイヒヨウトリシマリヤク ニシジマケイスク 代表取締役 西島恵輔
電話番号		0774-72-9547
FAX番号		0774-72-9549
メールアドレス		nishijimakougousyo@ares.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 10 月 12 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ニシジマ工業所
住 所 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2
代表者 氏名 代表取締役西島恵輔

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ニシジマコギョウショ 株式会社 ニシジマ工業所		
住 所	京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2		
フリガナ 代表者の氏名	ダ化ヨウトリシマリヤク ニシジマケイイチ 代表取締役 西島恵輔		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
・代表者の氏名 役員の氏名 役員の氏名 役員の氏名	代表取締役 西島俊彦	代表取締役 西島恵輔 取締役 西島俊彦 取締役 西島あい子 取締役 西島洋子	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和3年 10月 12日

申請者

氏名又は名称 株式会社ニシジマ工業所

住 所 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2

代表者 氏名 代表取締役 西島恵輔

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2
株式会社ニシジマ工業所

会社法人等番号	1300-01-037044	
商 号	株式会社ニシジマ工業所	
本 店	京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2	
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成12年4月27日	
目的	1. 管工事の設計、施工、監理業務 2. 給排水衛生設備工事 3. 給水装置工事 4. 土木工事、建築工事、とび、土工工事、石工事、電気工事、鋼構造物工事の設計、施工、監理業務 5. 舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の設計、施工、監理業務 6. 消防施設の設計、施工、監理業務 7. 不動産の売買、仲介業務 8. 土砂・碎石の採取販売業務 9. 土木建築資材の販売業務 10. 産業廃棄物収集運搬業 11. 特別管理産業廃棄物収集運搬業 12. 前各号に付帯関連する一切の事業	
	平成18年 9月19日変更 平成18年10月 4日登記	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	1 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 2 次の各号に掲げる場合には、前項の承認があったものとみなす。 ① 株主間の譲渡 ② 当会社の取締役又は従業員を譲受人とする譲渡	
	平成18年 9月19日変更 平成18年10月 4日登記	

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目31番地2
株式会社ニシジマ工業所

役員に関する事項	取締役 西島俊彦	平成28年 9月24日重任
		平成28年 9月28日登記
取締役 西島恵輔	平成28年 9月24日重任	
		平成28年 9月28日登記
取締役 西島あい子	平成28年 9月24日重任	
		平成28年 9月28日登記
取締役 西島洋子	令和3年10月4日就任	
		令和3年10月4日登記
<u>京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目27番地27</u> <u>代表取締役 西島俊彦</u>	平成28年 9月24日重任	
		平成28年 9月28日登記
	令和3年10月4日辞任	
		令和3年10月4日登記
京都府木津川市木津川台八丁目7番地32 代表取締役 西島恵輔	令和3年10月4日就任	
		令和3年10月4日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 9月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和3年10月12日
京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



株式会社ニシジマ工業所 定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ニシジマ工業所 と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1, 管工事の設計、施工、監理業務
- 2, 給排水衛生設備工事
- 3, 給水装置工事
- 4, 土木工事、建築工事、とび、土工工事、石工事、電気工事、鋼構造物工事の設計、施工、監理業務
- 5, 補装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、造園工事、水道施設工事の設計、施工、監理業務
- 6, 消防施設の設計、施工、監理業務
- 7, 不動産の売買、仲介業務
- 8, 土砂・碎石の採取販売業務
- 9, 土木建築資材の販売業務
- 10, 産業廃棄物収集運搬業
- 11, 特別管理産業廃棄物収集運搬業
- 12, 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を 京都府相楽郡精華町 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、前項の承認があったものとみなす。

-
- ① 株主間の譲渡
 - ② 当会社の取締役又は従業員を譲受人とする譲渡

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 8 条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が記名押印し、共同して提出しなければならない。法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求することができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の権限)

第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について、決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第4章 株主総会以外の機関

(取締役の員数)

第18条 当会社は、取締役7名以内を置く。

(代表取締役)

第19条 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第20条 取締役が2名以上ある場合は代表取締役を、取締役が1名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第21条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の解任方法)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第24条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(責任に関する定め)

第25条 取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意によって、当該取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を免除することができる。

2 前項の規定に基づいて取締役の責任を免除する旨の決議を行ったときは、取締役は、遅滞なく、会社法第425条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1ヶ月を下ることができない。

3 総株主(責任を負う取締役であるものを除く。)の議決権の100分の2以上の議決権を有する株主が前項の期間内に前項の異議を述べたときは、株式会社は、第1項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(株主の氏名、住所及び引受株数)

第28条 株主の氏名、住所及び所有株式の数は、次のとおりである。

(住所) 京都府木津川市木津川台八丁目7番地32

額面株式480株(氏名)西島恵輔

(住所) 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目27番地27

額面株式200株(氏名)西島俊彦

(住所) 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目27番地27

額面株式120株(氏名)西島あい子

(出張所)

第 29 条 当会社は、下記のとおり出張所を設置する。

(出張所) 奈良県宇陀市榛原篠楽 270 番地 4

(設置日) 平成 14 年 8 月 4 日

以上は「株式会社ニシジマ工業所」の定款に相違ありません。

令和 3 年 10 月 12 日 原本と相違ありません

(本店) 京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目 31 番地 2

(商号) 株式会社ニシジマ工業所

代表取締役 西島 恵輔

